

農地整備事業(農業農村整備事業)実施計画策定

◆趣旨

経営体の育成に向けた基盤整備、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な農業生産基盤の向上に資する各種事業に対応して地方公共団体等が策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

◆対象事業

以下の事業実施が予定されている地域

- ①農地整備事業
 - ア. 経営体育成型
 - イ. 畑地帯担い手育成型
 - ウ. 畑地帯担い手支援型
- ②農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち、土地改良法に基づく事業(基盤整備)

◆策定主体

①及び②は「県」、③は「市町等」

◆策定期間

1年以内

山口県農林水産部農村整備課計画調整班

TEL : 083-933-3423

FAX : 083-933-3429

E-mail : a17500@pref.yamaguchi.lg.jp